

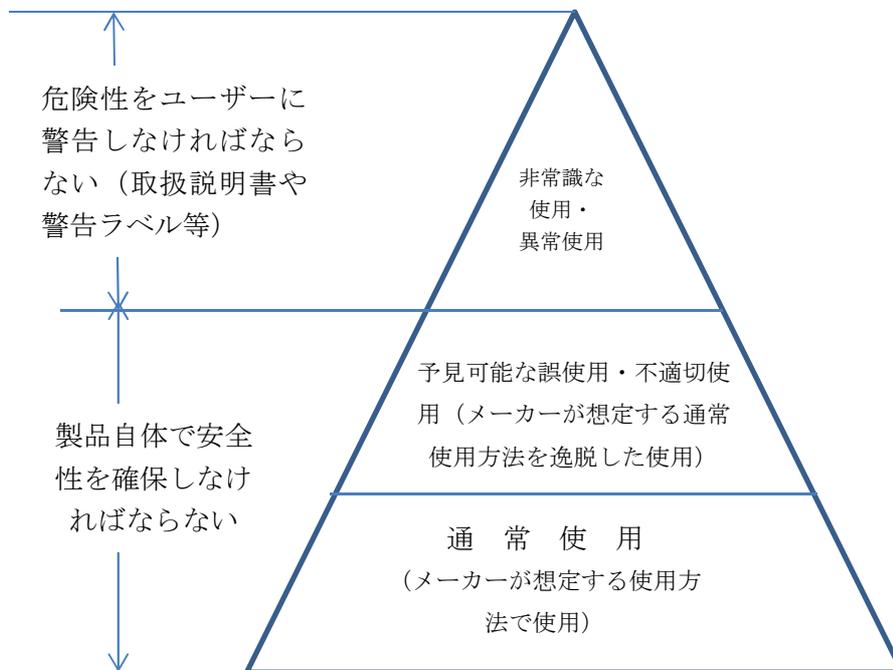
危機・リスク事例に学ぶ中小企業のリスクマネジメント
(第10回) 2013年7月15日

《PLリスクにおける誤使用・不適切使用とリスクマネジメント》

第8回以降の「危機・リスク事例」ではPL（製造物責任）リスクを取り上げているが、いずれの事例もメーカーが想定した使用方法を逸脱して発生した事故で、メーカーがPL責任を問われた判例である。

これら判例から分かるように予見可能な誤使用・不適切使用に対しても、製品の安全性を確保しなければならない。「PLリスクにおいて製品の安全性確保の考え方」は、下図の通りである。

(図) PLリスクにおいて製品の安全性確保の考え方



© Koichi Shimada 2013

そこでリスクマネジメント（狭義）の第一ステップである「リスクの洗い出し」においてあらゆる角度からの誤使用・不適切使用の想定をすることが大切であり、洗い出しが不十分だと、安全性確保の対策も検討できない。

重要なリスクを見落とさないために、次のような取り組みが有効である。

- ① 自社製品の修理・クレーム情報分析
- ② NITE（製品安全評価機構）や国民生活センターの事故情報・リコール情報から類似事故が起きる可能性がないかのチェック
- ③ 新聞の事故例やリコール情報、判例などから類似事故が起きる可能性はないかのチェック
- ③ 製品知識に乏しい一般の人に取扱説明書を読まずに使ってもらいモニターする

《 危機・リスク事例 》 PL ～ ライトハウス 犬散歩用伸縮式リード ～

株式会社ライトハウス（大阪府）は設立平成12年、資本金1000万円、従業員7人のペット用品の輸入・販売会社である。平成13年6月よりドイツのフレキシ社の日本総販売元として、フレキシリードの輸入販売を開始した。（注1）

フレキシリードは犬を散歩に連れて行くときに使用するひもの商品名で、犬の動きに合わせてひもを引き出したり巻き取ったりして長さを調節できる。

1. フレキシリードの購入

Aさんは平成20年7月9日、近くのホームセンターでフレキシリードを4,680円で購入し、飼い犬タロウを散歩する際、フレキシリードを使用するようになった。

フレキシリードのリード部分の長さは約8メートルで、握り手のところにブレーキボタンがついていて、内部にはリール（回転盤）がありリードを巻き取るようになっていた。

リールには8枚の歯がついていて、ブレーキボタンを押すと、ブレーキボタンの内部の先端とリールの歯とがかみ合ってリールの回転を止め、リールが伸びないようにしていた。

またブレーキボタンをロックするには、ブレーキボタンを押しながら、ブレーキボタンの横に設置されたロックボタンをスライドさせて行うようになっていた。

2. 事故発生

平成20年7月15日朝、Aさんはフレキシリードを使用して飼い犬タロウを連れて散歩をしていたところ、タロウが前方にいるラブラドル犬を発見して走り出した。

リードが伸びていったので、Aさんは伸びるのを止めようとしてブレーキボタンを押し続けたが、カタカタという音がするだけでブレーキは掛からず伸びきった状態となった。

リードが伸びきったところで、タロウが足元にある側溝を飛び超えようとジャンプしようになったので、Aさんは体を踏ん張って止めようとした。

タロウは首輪に引っ張られて上体が持ち上がり、後ろ足で突っ立った状態になり、体がねじれたように反り返り仰向けに倒れた。タロウはその場に立ち上がったものの、後ろ右足を上げたまま、3本足で歩いた。

3. 病院での診断

タロウを動物病院に連れて行ったところ、右後ろ足は「前十字靭帯断裂」、左後ろ足も靭帯が切れる恐れがあると診断された。

タロウは7月24日右後ろ足の手術を受け、入院した。7月26日には自宅に連れて帰ったが、自宅の玄関の段差でつまづき、そのままそこに座り込んでしまった。

ふたたび動物病院で診断を受けたところ、左後ろ足の前十字靭帯断裂と診断され、7月31日に手術を受けた。

4. PL訴訟を提起

Aさんは「フレキシリード」に欠陥があり飼い犬が傷害を負い損害を被ったとして、ドイツのフレキシ社の日本総販売元（輸入者）である株式会社ライトハウスを相手に岐阜地方裁判所にPL訴訟を提起した。

賠償請求額

- ・タロウの治療費 27 万 7280 円
 - ・タロウの足の中にある固定具を取り出す手術代金 15 万円
 - ・Aさんの慰謝料 80 万円
- 合計 122 万 7280 円

5. 判決

裁判は一審では欠陥なしとされたものの、二審の名古屋高等裁判所は欠陥を認める判断を下した。その後上告の申し立てがあったが、結果、高等裁判所の判決内容で平成 24 年 7 月 30 日に確定した。裁判所が認定した主なポイントは以下の通りである。

(1)裁判所の欠陥に対する判断

フレキシリードのような製品は、散歩の最中等に飼い犬の行動を制御したり、誘導したりするとともに、飼い犬が突然人や動物等に向かい、人や動物等に危害を加えることを防止するため、素早くブレーキを掛けて、リードが伸びるのを阻止し、これにより飼い犬を制止させようとするものである。

そのため飼い犬が突然走り出したような場合、ブレーキボタンを押すことにより、リードの伸びを素早くかつ確実に阻止し、走りだした飼い犬を制止できるようなものでなければならぬ。

しかし本件フレキシリードは、ブレーキボタンを押しても、ブレーキボタンの内部の先端とリール（回転盤）の歯とがかみあわず、カタカタという音がするだけで、ブレーキが掛からなかったのであるから、ブレーキボタンがブレーキ装置として本来備えるべき機能を有せず、安全性に欠ける場所があったと言わざるを得ない。

したがって、本件リードには製造物責任法三条にいう「欠陥」があり、損害賠償責任を負う。

(2)ライトハウス社の主張と裁判所の判断

「ブレーキボタンを押すために必要な力は、他の商品のボタンを押すために必要な力と比べても、大きな力を要するわけではないし、内部のリール（回転盤）は高速回転によってもぶれることはないから、ブレーキボタンの機能に欠陥はない。」とライトハウス社は主張した。

これに対し裁判所は「飼い犬が時速 10～15 km で走行した場合を前提にしたブレーキ機能の実験調査では良好との結果であるが、タロウは時速 30 km 前後で走行していたと認められるので、直ちに欠陥がないことが導かれるものではない。

また「ブレーキボタンを押すのに大きな力を要するわけではないとの点も、飼い犬が通常の速度で歩いている場合を前提としていると考えられ、本件事故のように、高速でリールが回転している場合についてもこのように言えるかどうかまでは明らかでない。」

さらに「フレキシリードのブレーキがかからなかったのは、製品の使い方に慣れておらずブレーキボタンを正確に押せていなかったためである。」との主張に対しては、裁判所は「ブレーキボタンは押すだけであり、操作が難しいわけでもない。ブレーキがかからなかったのはリールが高速で回転してぶれ、リールの歯とかみ合わなくなったためである。」と

し、「ライトハウス社の主張はいずれも採用できず裁判所の欠陥に対する判断を左右するものでない」とした。

(3) 認容額

認容額は以下の通りであるが、慰謝料についても「Aさんは事故後、夫の協力を得ながらタロウの面倒を見るとともに、リハビリに必要な車いすを四台製作していること、現在もタロウの両後ろ足には固定具が装着されていて今後もタロウの面倒を見ていかなければならない。タロウは夫婦の家族の一員として扱われてきていることが認められることから、タロウが事故に遭ったことでAさんは精神的苦痛を被ったことが認められる。」として30万円を賠償することを認めた。

(認容額)

- ・治療費 32万5260円
 - ・タロウの足の中にある固定具を取り出す手術代金 10万円
 - ・フレキシリードの損害額 2340円（購入代金の半額）
 - ・慰謝料 30万円
- 合計 72万7600円

出典・引用

(注1) 株式会社ライトハウスのホームページより

(注2) 上記事例は損害賠償請求事件「名古屋高裁平22(ネ)1198号平23・10・13判決」「一審岐阜地裁平21(ワ)783号平22・9・14判決」掲載誌判例時報2138号をもとに作成

リスクマネジメントのポイント

1. 安全性確保の範囲

今回の事故はメーカーが想定していた速度(10~15km)を超えて犬が走り出したため、リードのブレーキを押しても回転盤が空回りし発生したために起きた事故である。

製造物責任法三条では「通常予見される使用形態を考慮して製造物が通常有すべき安全性を欠いていること」を欠陥であるとしており、通常予見される誤使用・不適切使用による事故も安全性が確保されていなければメーカーおよび輸入者は責任が問われることを十分認識しておく必要がある。

2. 輸入者

製造物責任法では製品に欠陥があれば輸入者もメーカーと同じくPL責任が問われる。

3. リスクファイナンスとして保険の検討

本件はPL保険でカバー可能である。リスクファイナンスとして保険加入も検討する必要がある。

以上